

令和2年8月19日

主任介護支援専門員各位

富山県厚生部高齢福祉課長  
(公印省略)

**新型コロナウイルス感染症に係る令和3年度富山県主任介護支援専門員更新研修受講要件の臨時的な取扱いについて**

日頃より、介護保険制度の運営にご尽力を賜り感謝申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響により、令和2年度富山県主任介護支援専門員更新研修を中止しているところです。

また、令和2年度富山県介護支援専門員法定研修の中止等に伴い、同研修のファシリテーターを経験できないことや、地域包括支援センター・職能団体等が開催する「法定外研修」の延期や中止により、標記研修の受講要件を満たすことができない場合が想定されます。

つきましては、本研修の受講要件について、下記のとおり臨時的な取扱いを定めましたので、お知らせします。

記

1 臨時的な取扱いの対象者

令和3年度主任介護支援専門員更新研修において、以下の受講要件で研修を受講する者

- (1) 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験者
- (2) 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者

2 臨時的な取扱いの内容

	変更前（例年の取扱い）	変更後
(1) ファシリテーターの経験者	令和2年度又は令和3年度の介護支援専門員法定研修においてファシリテーターを経験した者（予定者を含む。）	<u>令和元年度、令和2年度、又は令和3年度</u> の介護支援専門員証法定研修においてファシリテーターを経験した者（予定者を含む。）
(2) 法定外の研修等への参加	令和2年度に4回以上参加した者	<u>令和元年度、令和2年度、又は令和3年度</u> に4回以上参加した者

※新型コロナウイルス感染症の状況等により、本取扱いが変更となる可能性があります。

《連絡先》

富山県高齢福祉課介護保険係 五十田  
TEL 076-444-9625